

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

平成28年10月

南知多町

# 【目 次】

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第 3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	12
第 4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	13
1	利用権設定等促進事業に関する事項	13
2	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	17
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	18
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	20
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	20
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項	20
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	21
第 5	農地利用集積円滑化事業に関する事項	23
1	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	23
2	農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	23
3	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	23
第 6	その他	26
別紙	1 (第 4 の 1 の (1) ⑥関係)	27
別紙	2 (第 4 の 1 (2) 関係)	28

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 農業の現状

南知多町は、知多半島の南部に位置し半島の先端と篠島と日間賀島の両島からなる町で、愛知用水を利用した都市近郊型農業地帯として発展してきた。

しかし、近年において、露地野菜を中心とする土地利用型農業では農業就業者の高齢化、後継者の不足、労働力の他産業への流出等構造的にも弱体化がみられ、また、洋ラン、観葉植物を中心とする施設型農業は、長引く景気低迷による花卉の需要の減退に伴い、生産過剰基調にあり、価格の低迷で離農する農家も増えている。

こうしたことから、土地利用型農業では農地の利用集積による担い手の育成、近代化、省力化のための農業機械施設の導入等により農家の経営体質を強化し、さらに、施設型農業ではコストの低減、新品種の育成、仕立て方法や鉢容器の工夫等による商品性の向上を図ることが急務となっている。

なお、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

### 2 農業構造の現状及び見通し

南知多町の農業構造については、昭和40年代から交通網が整備され、通勤範囲が広がったこと等により兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、近年は、さらに後継者等の農業離れが進み、土地利用型農業を中心に農業の担い手が減少している。こうした中で、農地の資産的保有傾向が強かった兼業農家の高齢化により、規模拡大志向の農家への農地の集積は進んできており、他産業からの新規参入や機械設備の更新等を機にさらなる流動化が進む可能性が高まっている。

### 3 農業経営の目標

南知多町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、平成37年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体として基幹経営体を育成するとともに、既に基幹経営体の水準に達している経営体についてもさらなる経営強化を推進していくこととする。

具体的な経営の指標は、南知多町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとして、下表のとおりとし、これらの経営が南知多町の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域の他産業従事者と概ね同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す青年等を確保・育成する。

表 効率的かつ安定的な農業経営の年間農業所得及び年間労働時間目標

効率的かつ安定的な農業経営の目標	年間農業所得	1人当たりの年間労働時間
	<p style="text-align: center;">基幹経営体 800万円</p>	<p style="text-align: center;">概ね1,800時間</p>
	<p>年間農業所得は、主たる従事者2人(主たる従事者1人当たり400万円)を想定して示している。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">青年等の農業経営の目標</p>	<p style="text-align: center;">概ね250万円</p>	<p style="text-align: center;">概ね2,000時間</p>
<p>地域のお産業従事者と概ね同等の年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ実現可能な目標所得とする。</p>		

#### 4 農業経営基盤の強化の方策

南知多町は、将来の南知多町農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、南知多町は、担い手の確保・育成を進めるため、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、愛知県等の関係機関により構成した協議会を機能させ、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、愛知県等が役割を明確にした上で、十分なる相互の連携を図り、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。

更に、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や、これらの周辺農家に対して、南知多町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、愛知県等が役割分担しながら、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するとともに、経営改善に向けた取り組みを実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。

なお、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、規模拡大による経営発展を図ろうとする認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、意欲的な農業者や生産組織に対しては、南知多町内にある農用地利用組合等が行っている集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地利用集積円滑化事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第4条第3項）農地中間管理機構による農地中間管理事業の活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る

農地については、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた基幹経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、遊休農地の発生防止及び解消に努める。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう集落に関係する団体との役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性が具体化されていくよう、関係機関・団体と協力しながら推進していく。

なお、認定農業者等の担い手不足が見込まれる地域においては、農業協同組合、農業協同組合の出資法人等による農作業受託機能の強化を図るとともに、農家子弟を始め、Uターン者、定年帰農者、新規参入者（企業等を含む）など、意欲ある多様な担い手の就農を促進することにより、地域農業の維持発展を図る。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、南知多営農集団等と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、愛知県知多農林水産事務所農業改良普及課（以下「愛知県知多農業改良普及課」という。）の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に合った生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結を通じた認定農業者など、経営参画を促進するとともに、農業委員や農業協同組合の役員等への登用、人・農地プランの検討等、地域農業の政策・方針決定の場への参画を促進し、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を南知多町の農業を支える基幹的な担い手の育成施策の中心に位置づけ、計画の実現に向けて、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとする。

このため、南知多町が主体となって、関係機関、関係団体に協力を求めつつ、農業経営改善計画の有効期間の中間年（3年目）及び満了年（5年目）を迎える認定農業者に対する計画の実践状況の把握、検証を行うこととする。

## 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

### (1) 新規就農の現状

南知多町の平成27年の新規就農者は1人である。近年は露地野菜を中心とする土地利用型農業での新規就農が多く、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していくためには農地の確保が課題となっている。

### (2) 農業経営の目標及び新規就農者の確保・育成目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、南知多町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を設定し、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

愛知県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新規就農者の確保目標年間210人を踏まえ、南知多町においては年間2人の新規就農者の確保を目標とする。

### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた南知多町の取組

第1の3に示したような農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については愛知県知多農業改良普及課やあいち知多農業協同組合等が重点的な指導

を行うなど、関係機関・団体等が密接に連携を図り、計画的な就農を支援する。また、新規就農者に対しては、地域の組織活動への誘導を図り、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する  
営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に南知多町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、南知多町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

主要な営農類型は、主たる従事者2人による経営体を想定した「基幹経営体」及び更なる所得向上を目指すモデルとして「ステップアップ経営体」について示す。

なお、次に示す主要な営農類型以外の複合営農類型についても育成を推進する。

〔基幹経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
キャベツ主体経営 従事者数 ・家族 2.2人	〈経営規模〉 3.5ha  〈作付面積〉 キャベツ 2.0ha タマネギ 1.5ha スイートコーン 0.6ha	〈資本装備〉 ・ビニールハウス 300㎡ ・作業場 100㎡ ・動力噴霧器 1台 ・軽トラック 1台 ・2トントラック 1台 ・トラクター（中型） 1台 ・ライムソフー 1台 ・ロータリー 1台 ・キャベツ移植機 1台 ・管理機 1台 ・ブームスプレヤー 1台 ・運搬車 1台 ・かん水装置 20セット	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・自作地 2.0ha＋借入地 1.5ha ・大型ほ場における機械化一貫体制 ・キャベツはセル苗で定植機（半自動）利用		・タマネギはセル苗で共同利用移植機利用 ・生食用と契約（加工用）の組み合わせによる収入の安定化		
フキ専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・給与受給者（短時間） 0.8人	〈経営規模〉 畑 0.8ha  〈作付面積〉 フキ 0.8ha	〈資本装備〉 ・パイプハウス 80a ・作業場 66㎡ ・動力噴霧機 1台 ・軽トラック 1台 ・2トントラック 1台 ・トラクター（中型） 1台 ・管理機 2台	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・環境と安全に配慮し、低リン酸肥料、フェロモン剤の導入 ・優良種苗の計画的増殖による栽培種株の全量更新		・作型の組み合わせによる10～4月の継続出荷		
トマト専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・給与受給者（短時間） 0.8人	〈経営規模〉 畑 0.4ha  〈作付面積〉 トマト 0.4ha	〈資本装備〉 ・ビニールハウス 40a ・作業場 66㎡ ・暖房機 2台 ・トラクター 1台 ・トラック 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧器 2台	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・購入苗利用による省力化 ・高品質生産 ・市場出荷、直売併用		・訪花昆虫利用による省力化 ・環境に配慮した施肥指導		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
輪ギク専作 従事者数 ・家族 2.5人 ・給与受給者(短時間) 0.5人	<経営規模> 畑 0.4ha <作付面積> キク 0.4ha	<資本装備> ・硬質ビニールハウス 30a ・ビニールハウス 10a ・作業場 1棟 ・温風暖房機 4台 ・カーテン装置 1式 ・かん水装置 1式 ・動力噴霧器 1台 ・管理機 1台 ・トラクター 1台 ・選果機 1台 ・結束機 1台 ・軽トラック 1台 ・倉庫 1棟	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
		<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・10a当たり収量40,000本/1作、年3作(2度切り含む) ・自家選別、荷受け共選	・主要品種の絞り込み ・省電力電灯、変温管理による省エネ化	
洋ラン経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・給与受給者(短時間) 0.9人	<経営規模> 畑 0.3ha <作付面積> デンドロビウム 0.3ha	<資本装備> ・ガラス温室 10a ・ビニールハウス 20a ・ベンチ 25a ・暖房機 3台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・台車 3台 ・換気扇 6台	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
		<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・デンドロビウム1品目、品種数限定 ・高品質商品の生産 ・夏秋期山上げ栽培 ・用途・規格や物日需要に対応した生産販売	・JA花き集出荷場から全国の市場へ出荷するが、一部は小売店へ直送 ・自家交配品種による種苗費の低減と販売力の強化	
観葉植物経営 従事者数 ・家族 3.0人	<経営規模> 畑 0.3ha <作付面積> 観葉植物 0.3ha	<資本装備> ・ビニールハウス 30a ・ベンチ 30a ・暖房機 3台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・用土舎 1棟 ・台車 5台 ・ショベルローダー 1台 ・農舎 1棟	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
		<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・JA花き集出荷場から全国の市場へ出荷	・ターゲットを絞ったマーケティングリサーチ	
鉢花経営 従事者数 ・家族 3.0人 ・給与受給者(短時間) 1.1人	<経営規模> 畑 0.3ha <作付面積> 観葉植物 0.3ha	<資本装備> ・ビニールハウス 30a ・ベンチ 30a ・暖房機 3台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・用土舎 1棟 ・台車 5台 ・ショベルローダー 1台 ・農舎 1棟	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保



	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・ J A花き集出荷場から全国の市場へ出荷	・ ターゲットを絞ったマーケティングリサーチ
--	-----------------------------------------------	------------------------

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
ミカン専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・給与受給者(短時間) 1.3人	〈経営規模〉 畑 1.4ha  〈作付面積〉 ハウスミカン 0.4ha グリーンハウス 0.3ha 露地ミカン 0.5ha 中晩柑類 0.2ha	〈資本装備〉 ・ビニールハウス 70 a ・作業場 1棟 ・暖房機 14台 ・ヒートポンプ 12台 ・循環扇 12台 ・軽トラック 1台 ・トラック 1台 ・管理機 1台 ・オーガ式ディッチャ 1台	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・ハウスミカンを主体に、中晩柑、露地ミカンを組み合わせる ・生産物は共選組織によるブランド化 ・露地ミカンはマルチ栽培による高品質化		・省エネ栽培技術(ヒートポンプ、施設の多層被覆化等)の導入 ・土壌改良による収量増加	
イチジク専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・給与受給者(短時間) 0.4人	〈経営規模〉 畑 0.8ha  〈作付面積〉 ハウスイチジク 0.2ha 雨除けイチジク 0.3ha 露地イチジク 0.3ha	〈資本装備〉 ・ビニールハウス 20 a ・雨除けハウス 30 a ・暖房機 2台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・軽ワゴン 1台 ・動力噴霧器 1台	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・ハウスイチジク主体に雨除け・露地の組み合わせ ・土壌改良による収量増加 ・共選作業によるブランド化		・台木利用による収量の安定化 ・計画的改植による経営安定 ・雇用導入による経営規模の拡大	
酪農専業経営 従事者数 ・家族 2.0人 ・給与受給者(短時間) 0.5人	〈経営規模〉 乳牛 50頭	〈資本装備〉 ・乳牛舎 1棟 ・子牛舎 1棟 ・乾乳牛舎 1棟 ・飼料用倉庫 1棟 ・ふん乾燥ハウス 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・パイプライン 1機 ・糞尿攪拌機 1機 ・バルククーラー 1台 ・飼料攪拌機 1機 ・給餌機 1機 ・ホイルローダー 1台 ・ダンプトラック 1台	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・つなぎ飼養、分離給与 ・年間乳量 8,500 kg/頭		・初妊牛は導入、F1子牛生産	
肉用牛専業経営 従事者数 ・家族 2.0人 ・給与受給	〈経営規模〉 肉牛 200頭	〈資本装備〉 ・肉牛舎 2棟 ・倉庫 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・ホイルローダー 1台 ・ダンプトラック 1台	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保

者(短時間) 2.0人	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・F1子牛生産、2ヶ月齢導入、26ヶ月出荷 ・地域産稲わらの利用	・たい肥供給による耕畜連携
----------------	-------------------------------------------------------------	---------------

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
養豚専業経営  従事者数 ・家族3.0人	〈経営規模〉 母豚 100頭	〈資本装備〉 ・分娩舎 1棟 ・育成舎 1棟 ・肉豚舎 1棟 ・母豚舎 1棟 ・倉庫 1棟 ・浄化槽 1式 ・ふん発酵施設 1式 ・トラック 1台 ・ダンプトラック 1台 ・ショベルローダー 1台	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・母豚100頭の一貫経営、解放豚舎 ・母豚年間分娩回数は2.35 ・母豚1頭当たり出荷肉豚は21頭		・肉豚枝肉重量は74kgとし、価格は420円/kgとする。	

### 〔ステップアップ経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
キャベツ主体経営  従事者数 ・家族2.5人 ・給与受給者(短時間) 1.5人	〈経営規模〉 畑 7.0ha  〈作付面積〉 キャベツ 3.0ha タマネギ 1.8ha スイトコーン 1.0ha ブロッコリー 2.5ha	〈資本装備〉 ・ビニールハウス 500㎡ ・作業場 150㎡ ・動力噴霧器 1台 ・ブームスプレーヤー 1台 ・トラクター 2台 ・トラック 1台 ・軽トラック 2台 ・キャベツ移植機 1台 ・タマネギ移植機 1台 ・乗用管理機 1台 ・管理機 1台 ・ロータリー 1台 ・サブソイラー 1台 ・ライムソーア 1台 ・運搬機 1台 ・かん水装置 40セット	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・自作地2.0ha+借入地5.0ha ・大型ほ場における機械化一貫体系 ・キャベツ、タマネギ、ブロッコリーはセル苗で定植機利用 ・苗は播種したセルトレイを購入し、自家育苗。		・加工・業務向けや契約販売を主体として、一部は生食用として出荷 ・出荷経費、労働時間削減のためコンテナ出荷も導入	
洋ラン経営  従事者数 ・家族2.5人 ・給与受給者(短時間) 6.0人	〈経営規模〉 畑 0.9ha  〈作付面積〉 シンビジウム 0.5ha デント・ピピウム 0.3ha フォーミダブル 0.1ha	〈資本装備〉 ・ガラス温室 30a ・ビニールハウス 40a ・ベンチ 60a ・暖房機 7台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・台車 10台 ・換気扇 14台	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保

	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・洋ラン3品目による複合経営 ・少量多品種、高品質商品の生産 ・夏秋期山上げ栽培	・自家交配品種による種苗費の低減と販売力の増加 ・J A花き集出荷場から全国の市場へ出荷するが、一部は小売店へ直送
--	------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
観葉植物経営	〈経営規模〉 畑 0.8ha  〈作付面積〉 観葉植物 0.8ha	〈資本装備〉 ・硬質ビニールハウス 40a ・ビニールハウス 40a ・ベンチ 80a ・暖房機 6台 ・トラック 1台 ・軽トラック 2台 ・用土舎 2棟 ・台車 5台 ・ショベルローダー 1台 ・フォークリフト 1台 ・プールベンチ 20a ・事務所 1棟 ・農舎 1棟 ・ポットティングマシン 1台	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・J A花き集出荷場から全国の市場へ出荷 ・寄せ植え商品を一部小売店へ直送 ・施設は年2回転		・自家育苗と輸入中間苗の利用 ・プールベンチ 20a	
鉢花経営	〈経営規模〉 畑 0.6ha  〈作付面積〉 鉢花 0.6ha	〈資本装備〉 ・硬質ビニールハウス 40a ・ビニールハウス 40a ・ベンチ 80a ・暖房機 6台 ・トラック 1台 ・軽トラック 2台 ・用土舎 2棟 ・台車 5台 ・ショベルローダー 1台 ・フォークリフト 1台 ・プールベンチ 20a ・事務所 1棟 ・農舎 1棟 ・ポットティングマシン 1台	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・J A花き集出荷場から全国の市場へ出荷 ・寄せ植え商品を一部小売店へ直送 ・施設は年2回転		・自家育苗と輸入中間苗の利用 ・プールベンチ 20a ・露地 10a 1回転	

酪農專業經營 従事者数 ・家族2.0人 ・給与受給者 (短時間) 2.0人	〈経営規模〉 乳牛 150頭	〈資本装備〉 ・乳牛舎 1棟 ・子牛舎 1棟 ・乾乳牛舎 1棟 ・飼料用倉庫 2棟 ・ふん乾燥ハウス 2棟 ・攪拌機 3機 ・発酵ハウス 1棟 ・堆肥舎 2棟 ・雑排水処理施設 1基 ・哺乳ロボット 1機 ・ミルクパーラー 1機 ・バルククーラー 2台 ・飼料攪拌給餌機 2機 ・ホイルローダー 2台 ・ダンプトラック 2台	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・フリーストール飼養、TMR給与 ・年間乳量8,500kg/頭		・初妊牛は導入、F1子牛生産 ・稲WC Sの利用、たい肥利用による耕畜連携	

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
乳肉複合経営 従事者数 ・家族2.0人 ・給与受給者 (短時間) 0.5人	〈経営規模〉 乳牛 100頭 肉牛 173頭	〈資本装備〉 ・乳牛舎 1棟 ・子牛舎 1棟 ・乾乳牛舎 1棟 ・飼料用倉庫 2棟 ・ふん乾燥ハウス 2棟 ・攪拌機 3機 ・発酵ハウス 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・雑排水処理施設 1基 ・ミルクパーラー 1機 ・バルククーラー 2台 ・飼料攪拌給餌機 1機 ・ホイルローダー 2台 ・ダンプトラック 1台 ・肉牛舎 2棟 ・自動給餌機 1機	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・フリーストール飼養、TMR給与 ・年間乳量8,500kg/頭		・F1子牛生産、26ヶ月齢出荷 ・稲WC Sの利用、たい肥利用による耕畜連携	
養豚專業經營 従事者数 ・家族2.0人 ・給与受給者 (短時間) 2.0人	〈経営規模〉 母豚 200頭	〈資本装備〉 ・分娩舎 1棟 ・育成舎 1棟 ・肉豚舎 1棟 ・母豚舎 1棟 ・倉庫 1棟 ・浄化槽 1式 ・ふん発酵施設 1式 ・トラック 1台 ・ダンプトラック 1台 ・ショベルローダー 1台	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・母豚200頭の一貫経営、セミウインドウレス豚舎 ・母豚年間分娩回数2.35、人工授精		・母豚1頭当たり出荷肉豚は21頭 ・肉豚枝肉重量は74kgとし、価格は420円/kgとする	

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示した農業経営の目標実現のため、新たに農業経営を営もうとする青年等が目指すべき農業経営の指標として、近年、南知多町及び周辺地域において非農家出身者による新規参入実績があると同時に、地域における受入支援や販売の体制が整っており、目標とする所得を達成し定着することができる見込みが高い営農類型を示すと次のとおりである。

なお、次に示す主要な営農類型以外の複合営農類型についても育成を推進する。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
キャベツ 主体経営  平坦部地域  従事者数・家族 1.0人	〈経営規模〉 畑 120 a  〈作付面積〉 キャベツ 120 a スイートコーン 60 a	〈資本装備〉 ・トラクター (25ps) 1台 ・全自動移植機 1台 ・ロータリ 1台 ・サブソイラ 1台 ・プラウ 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・スプリンクラー 5セット ・収穫台車 1台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・倉庫兼作業場 100 m <sup>2</sup>	・規模拡大を目指した経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入検討
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・省力機械の取得 (中古を含む) ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・農協共選共販体制に即した生産と販売			・堆肥による土作り (2年に1回) ・スイートコーンは直まき栽培 ・全量段ボール出荷	
ナス専作経営 (夏秋ナス)  平坦部地域  従事者数・家族 1.0人 ・給与受給者 (短時間) 1.0人	〈経営規模〉 畑 13 a  〈作付規模〉 ナス 13 a	〈資本装備〉 ・軽トラック 1台 ・作業場 50 m <sup>2</sup> ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・灌水装置 1式 ・刈り払い機 1台	・規模拡大を目指した経営分析の実施	・作業労力の分差 ・雇用の導入
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・省力機械の取得 (中古を含む) ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・鳥獣害対策の実施 ・農協共選共販体制に即した生産と販売			・購入苗 (成苗) の利用 ・環境保全技術の導入 (IPM、土壌診断等) ・GAP 手法の導入 ・収穫ピークに雇用導入	

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集約化に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
8 0 %	1 シェアの算定に当たって分母とする農用地は耕作面積とする。 2 シェアの算定に当たっての分子とする農用地は、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営が利用集積（自己所有、借入及び特定農作業受託）をしている面積とする。

○効率的かつ安定的な農業経営の集約化についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように南知多町、農業委員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体、土地改良区による利用権設定等促進事業や農地中間管理機構による農地中間管理事業等の実施を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、分散する農用地の集約化を促進していく。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、南知多町農業振興協議会を活用し、今後、効率的かつ安定的な農業経営を目指す新規就農者を含めた地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取り組みを促進する。その際、南知多町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取り組みが効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

## 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

南知多町は、愛知県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、南知多町の農業の地域特性、即ち、多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

南知多町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとするが、特に国営農地開発事業南知多地区については利用権設定等促進事業を重点的に実施し、担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、南知多町全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取り組みを行い、集約化が図られるよう努めるものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

### 1 利用権設定等促進事業に関する事項

#### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、認定農業者の認定を受けているとともに、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有するものが利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、

前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する事業を行う農地中間管理機構、法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号。以下、「政令」という。）第 5 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
  - ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
  - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
  - ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する業務執行役員等をいう。）のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定又は移転される利用権の存続期間又は残存期間の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 南知多町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 南知多町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
  - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
  - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許



可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 南知多町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 南知多町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めることとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 南知多町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、南知多町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 南知多町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 南知多町の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 南知多町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 南知多町は、(5)の②から④の規定による土地改良区、農用地利用改善団体、農業協同組合又は農地利用集積円滑化団体から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、南知多町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 南知多町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下、「規則」という。）第16条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
  - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
    - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
    - (イ) 原状回復の費用の負担者
    - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
    - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

南知多町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

南知多町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を南知多町公告式条例（昭和36年南知多町条例第2号）に定める掲示場への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

南知多町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(1 1) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(1 2) 農業委員会への報告

南知多町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを南知多町農業委員会に提出するものとする。

(1 3) 紛争の処理

南知多町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(1 4) 農用地利用集積計画の取消し等

① 南知多町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。）のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 南知多町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 南知多町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を南知多町公告式条例に定める掲示場への掲示により公告する。

④ 南知多町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 南知多町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業の活用を図るものとする。南知多町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 南知多町は、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地に存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。))を除いた町全域を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地利用集積円滑化団体が行う事業の実施の促進を図る。

- (2) 南知多町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体は、権利調整の委任代理並びに再配分機能を活かした農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、個人情報保護条例に留意し、情報提供、事業の協力を行うものとする。
- 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進  
南知多町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。
- (2) 区域の基準  
農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。
- (3) 農用地利用改善事業の内容  
農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。
- (4) 農用地利用規程の内容
- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
  - イ 農用地利用改善事業の実施区域
  - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
  - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
  - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
  - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。
- (5) 農用地利用規程の認定
- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を南知多町に提出して、農用地利用規程について南知多町の認定を受けることができる。
- ② 南知多町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 南知多町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を南知多町公告式条例に定める掲示場への提示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地

の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 南知多町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 南知多町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 南知多町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、愛知県知多農業改良普及課、農業委員会、あいち知多農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、南知多町農業振興協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

南知多町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

あいち知多農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

南知多町は、農業委員会、あいち知多農業協同組合、愛知県知多農業改良普及課との連携協力の下で指導を行うための体制整備を行い、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な農業法人等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力向上に向けた研修等を通じて経営を担う人材の育成を推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、家族経営体の枠組みにこだわらず、法人化による利潤を追求した企業経営に類した企業的経営体の育成、高齢者、非農家等の労働力の活用システムの整備を推進する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携体制を整備し、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

知多農起業支援センター（愛知県知多農業改良普及課内に設置）、あいち知多農業協同組合等と連携しながら、就農相談を実施し、就農希望者に対し、南知多町での就農に向けた情報（研修先、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、南知多町内の農業法人や

先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来的の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

南知多町や愛知県立農業大学校、愛知県知多農業改良普及課、地域連携推進員、農業委員、農業経営士、あいち知多農業協同組合等と連携・協力して、巡回指導を行う他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適正に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階での地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することがないように、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、商工会や観光協会とも連携して、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

愛知県知多農業改良普及課が実施する新規就農者対象のセミナー等への参加や生産部会等への加入を推進し、栽培・飼養管理技術や経営管理技術の習得を支援する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く、さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については知多農起業支援センター（愛知県知多農業改良普及課内に設置）、生産や経営に関する知識・技術の習得については愛知県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては愛知県知多農業改良普及課、あいち知多農業協同組合、南知多町認定農業者や農業経営士、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

南知多町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 南知多町は、農道整備事業、農業用排水施設維持管理事業等による農業生産基盤整備の促進を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 南知多町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

南知多町は、協議会の機能を活かし農業委員会、愛知県知多農業改良普及課、あいち知多農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の

関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、平成37年度向けに第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力的に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、それぞれが果たす役割の発揮を通じて農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、関係機関、団体と相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、南知多町は、このような協力の推進に配慮する。



## 第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

### 1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

南知多町においては、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。また、今後10年で高齢化による離農等がさらに進行することで、農地が大きく供給される一方で相続による農地所有者の分散化や遊休地化が進行する恐れもある。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

農地利用集積円滑化事業の実施主体となる農地利用集積円滑化団体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の確保・育成、担い手に対する農地の利用集積の積極的、且つ公平な取り組みが期待できること、②地域農業、とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

### 2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

① 南知多町における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。))を除いた南知多町全域を対象として行うことを基本とする。

② 南知多町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

なお、南知多町の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を区域とする。

③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農用地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないように、南知多町が町全域における事業実施地域の調整を行うこととする。

### 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

##### ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

- ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
- イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
- ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

##### ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

- ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
- イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
- ウ 農用地等の管理に関する事項
- エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

##### ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

##### ④ 事業実施地域に関する事項

##### ⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、愛知県農業会議、南知多町農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

##### ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法の留意事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第4条第3項各号に掲げる者(市町村を除く)は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、南知多町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、南知多町から承認を得るものとする。
- ② 南知多町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
  - ア 基本構想に適合するものであること。
  - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
  - ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
  - エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
    - (ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
    - (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について、農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
    - (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
  - (エ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
  - (オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、愛知県農業会議、南知多町農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
  - (カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。
  - (キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して、当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
- ③ 南知多町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 南知多町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を南知多町公告式条例に定める掲示場への掲示により公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 南知多町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し、必要な報告をさせるものとする。
- ② 南知多町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 南知多町は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の

- ①の規定による承認を取消することができる。
- ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。
- イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 南知多町は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を南知多町公告式条例に定める掲示場への掲示により公告する。
- (4) 南知多町が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により円滑化事業規程を定めるものとする。
- ① 南知多町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
- ② 南知多町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、南知多町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程について2週間の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所又は時間を公告する。
- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。
- ④ 南知多町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。
- ⑤ 南知多町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めるときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定める農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を南知多町公告式条例に定める掲示場への掲示により公告する。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。
- (5) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方
- 農地利用集積円滑化事業及び農地中間管理事業はともに、担い手への農地の集積・集約化を図る事業であることから、利用権の設定等を行おうとする者の希望や地域の状況、活用できる補助金制度等を勘案し、必要に応じて農地利用集積円滑化団体が農地中間管理機構と調整し、適切な事業を行うこととする。
- (6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方
- 農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。
- (7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方
- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱別紙7第3の4に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
- ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
- イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
- ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理

して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(8) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。
- ② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

(9) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、愛知県知多農業改良普及課、あいち知多農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(10) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、あいち知多農業協同組合、愛知県知多農業改良普及課等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

この基本構想は、平成28年10月14日から施行する。

別紙1（第4の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため、利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地として、その行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため、利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

○対象土地を農業用施設用地として利用するため、利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため、利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間、その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間等からみて5年とすることが相当でないとは認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定又は移転される利用権の当事者が当該利用権の存続期間又は残存期間の中途において解約する場合には、相手方の同意を得るものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する賃借料情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1及び2の規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、原則として毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、原則として賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定又は移転を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当時者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、南知多町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の2と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより、取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。 この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

#### IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎のそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>